長野市廃棄物の適正な 処理の確保に関する条例 概要版

(平成23年6月1日施行)







この条例は、廃棄物の保管等に関する基準、小規模廃棄物焼却施設の設置の届出、排出等事業者等の講ずべき措置、廃棄物の処理施設の設置等に関する周辺地域との合意形成の手続その他の必要な事項を定め、廃棄物の適正な処理を確保し、もって市民の生活環境の保全に資することを目的として制定したものです。

第1 事業者・市民の責務

- 1 事業者^{注1}は、自らが排出する廃棄物の適正な処理を行うために必要な管理体制を整備 するよう努めなければなりません。
- 2 市民は、廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったと きは、速やかに市^{注2}その他の関係機関に通報するよう努めなければなりません。

注1:事業活動により廃棄物(一般廃棄物・産業廃棄物)を生ずる事業場を有するすべての事業者を指します。

注2:市への通報先は8ページ参照。

第2 廃棄物の保管の基準

1 保管施設

- (1) 廃棄物を地面を掘り下げて保管する場合は、底面及び側面を不浸透性の材料で覆うとともに、雨水が入らないように屋根等を設置しなければなりません。
- (2) 火災の発生を防止する措置を講ずるとともに、消火設備を備えなければなりません。

改善命令:基準に適合しない保管が行われた場合、改善命令の対象となります。

改善命令違反:1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

2 保管期間

木くず注3は原則90日を超えて保管してはなりません。

注3:条例で規定する「木くず」は、産業廃棄物のうち、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた ものに限定しています。

3 木くずチップ注4

- (1) 木くずチップは原則 180 日を超えて保管してはなりません。
- (2) 木くずチップの保管基準として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」といいます。)の産業廃棄物保管基準と同等の基準を適用します。
- (3) 木くずチップの使用基準
 - ① ②解体木くず、⑥廃棄物が混入又は付着したもの、⑥長さが 10 c mを超える木くず チップは使用してはなりません。

- ② 木くずチップを使用する場合は、次によらなければなりません。
 - ア マルチングの目的で使用する場合は、厚さ10cm以下とすること。
 - イ 路面の保護材等として使用する場合は、最低限必要な量で、使用箇所を明確化し、 飛散流出させないこと。

注4:条例で規定する「木くずチップ」は、産業廃棄物である木くずを切断し、破砕し、又は粉砕した もので廃棄物以外のものを指します。

<u>改善命令:(2)の基準に適合しない保管が行われた場合、改善命令の対象となります。</u>

改善命令違反:1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

第3 小規模廃棄物焼却施設の設置の届出

- 1 小規模廃棄物焼却施設^{注5}の設置(変更、廃止、承継)の届出
- (1) 小規模廃棄物焼却施設を設置しようとする者は、あらかじめ届け出なければなりません。
- (2) (1) の届出をした者は、その届出に係る当該施設の処理能力等の変更をしようとするときは、あらかじめその旨を届け出なければなりません。
- (3) (1) 又は(2) の届出をした者は、その届出が受理された日の翌日から起算して 60 日を経過した後でなければ当該施設を設置(変更)してはなりません。
- (4) (1) の届出をした者は、氏名等の変更があったとき又は当該施設の使用を廃止したときは、変更又は廃止の日の翌日から起算して30日以内に届け出なければなりません。
- (5) (1) の届出をした者から当該施設を承継した者は、承継があった日の翌日から起算して 30 日以内に届け出なければなりません。

注5:小規模廃棄物焼却施設とは、1時間当たりの処理能力が50kg以上又は火格子面積若しくは火床面積が0.5 m以上で、法の施設設置許可対象外のものを指します。

計画変更命令:届出の内容が基準に適合しない場合は、変更又は廃止命令の対象となります。

届出義務違反又は計画変更命令違反:5万円以下の過料

2 小規模廃棄物焼却施設の構造及び維持管理基準の遵守

小規模廃棄物焼却施設の設置者は、構造及び維持管理の方法に関する基準を遵守しなければなりません。

基準適合命令:基準に適合しない場合、基準適合命令の対象となります。

基準適合命令違反:5万円以下の過料

3 小規模廃棄物焼却施設設置者の記録

小規模廃棄物焼却施設設置者は、当該施設で処分した廃棄物の各月ごとの種類及び量等を、所定の期限までに記録し、作成後3年間事務所に保管しなければなりません。

記録義務違反:5万円以下の過料

第4 排出等事業者等の講ずべき措置

1 排出等事業者の講ずべき措置

- (1) 排出等事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、その発生から処分が 終了するまでの一連の処理の行程が適正に行われるよう確認等をしなければなりません。
- (2) (1) の委託をした場合、排出等事業者がその産業廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、支障の除去等の措置を講ずるとともに、その措置内容を記録した報告書を市に提出しなければなりません。

《産業廃棄物の処理を委託する際に講ずべき措置の例》

- ・適正処理に要する市場価格の調査
- 委託先の行政処分等の状況の確認
- ・処理する場所の現地の状況の確認

勧告:支障の除去等の措置を講じない場合は、勧告の対象となります。

公表:勧告に従わない場合、公表することがあります。

2 工事発注者、工事発注事業者の講ずべき措置^{注6}

- (1) 工事発注者及び工事発注事業者^{注7}は、建設工事の発注に当たって受注者が当該廃棄物 を適正に処理することが可能であることを確認^{注8}しなければなりません。
- (2)(1)により確認した事項を記録し、作成後5年間事務所に保存しなければなりません。
- (3) その産業廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われることを知ったときは、支障の除去等の措置を講ずるとともに、その措置内容を記録した報告書を市に提出しなければなりません。
 - 注 6:(1) から(3) について、工事発注事業者は必ず行わなければならず、工事発注者は、(1) について努力義務が課せられています。
 - 注7: 工事発注事業者とは、建設工事の規模が80 m以上の解体工事又は500 m以上の新築又は増築工事を発注する事業者を指します。
 - 注8:確認事項として次のものがあります。
 - ① 建設工事の請負契約の締結前に産業廃棄物の適正な処理費用、廃棄物処理計画、工事受注者 等の行政処分等の状況
 - ② 工事受注者が自ら廃棄物を処理する場合注。は、処理する場所の現地の状況
 - ③ 廃棄物の最終処分後に産業廃棄物管理票の写し(工事受注者が自ら廃棄物を処理した場合は、 これに代わる書類)の記載事項
- 注9:産業廃棄物処理業の許可、廃棄物処理施設設置許可又は産業廃棄物再生活用業の指定を受けてい ない者に限ります。

勧告:支障の除去等の措置を講じない場合は、勧告の対象となります。

公表:勧告に従わない場合、公表することがあります。

3 工事受注者の講ずべき措置

- (1) 工事受注者は、工事発注者から当該工事により生ずる産業廃棄物を適正に処理することが可能であることの説明を求められたときは、誠実に応じなければなりません。
- (2) 工事受注者は、工事発注事業者に対し、当該工事により生ずる産業廃棄物の処理に関する事項を説明しなければなりません。

《説明する事項》

- ① 建設工事の請負契約締結前:適正な処理費用及び廃棄物の処理計画
- ② 廃棄物の最終処分後:産業廃棄物管理票の写し(工事受注者が自ら廃棄物を処理した場合は、これに代わる書類)を交付し、その内容

勧告:説明を行わない等の場合は、勧告の対象となります。

公表:勧告に従わない場合、公表することがあります。

4 土地所有者等の講ずべき措置

- (1) 土地所有者(占有者、管理者)は、所有(占有、管理)する土地において廃棄物の不適正処理が行われないように、その土地の適正な管理に努めなければなりません。
- (2) 土地所有者(占有者、管理者)は、所有(占有、管理)する土地を廃棄物の処理を行い、 又は行おうとする者に使用させるときは、不適正な処理が行われないよう必要な措置を 講じなければなりません。
- (3) (2) の場合に、不適正な処理が行われ、又は行われることを知ったときは、支障の除去等の措置を講ずるとともに、その措置内容を記録した報告書を市に提出しなければなりません。

勧告:支障の除去等の措置を講じない場合は、勧告の対象となります。

公表:勧告に従わない場合、公表することがあります。

第5 再生利用業者の指定制度^{注10}

一般廃棄物再生利用業及び産業廃棄物再生利用業の指定基準並びに処理基準を明確化 しました。指定を受ける場合は、この条例に基づく手続を行う必要があります。

注 10: 営利を目的とせず廃棄物を確実に再生利用する場合に市長の指定を受けることで、法の処理業の許可を不要とする制度

改善命令:基準に適合しない処理等が行われた場合、改善命令の対象となります。

改善命令違反:1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

第6 廃棄物処理における周辺地域への配慮等

1 周辺地域への配慮

- (1) 廃棄物の処理を行う者は、廃棄物処理施設の設置、変更、維持管理に当たっては、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮しなければなしません。
- (2) 廃棄物の処理を行う者は、関係住民注11との良好な関係を構築するよう努め、関係住民から環境保全協定の締結を求められたときは、誠実にその求めに応じるよう努めなければなりません。

注 11:関係住民とは、周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者を指します。

《周辺地域の範囲の目安》

- ・積替保管施設:敷地境界から50m
- ・廃棄物焼却炉:① 最大着地濃度出現距離(500mを下回る場合は500m)
 - ② 計画煙突高の30倍に当たる距離
- ・堆肥化施設:① 処理能力5トン/日未満 敷地境界から500m
 - ② 処理能力5トン/日以上 敷地境界から1km
- ・最終処分場:敷地境界から1 k m
- ・上記以外の処理施設:敷地境界から200m

2 記録及び閲覧

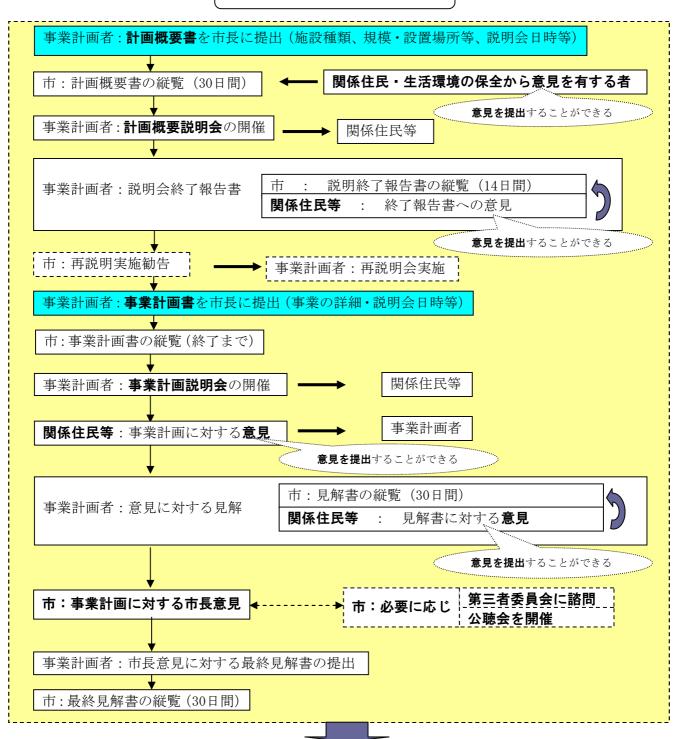
廃棄物処理施設の設置者、廃棄物処理業者及び自らその産業廃棄物を運搬又は処理する工事受注者は、処理施設で処理を行った廃棄物の種類、数量、大気質の測定結果等について記録し、関係住民、廃棄物を排出する事業者又は工事発注者の求めに応じて閲覧させなければなりません。

勧告:正当な理由なく閲覧を拒んだ場合等は、勧告の対象となります。

公表:勧告に従わない場合、公表することがあります。

第7 事業計画協議

事業計画制度は、廃棄物の処理施設を設置し又は変更しようとする廃棄物処理業者等が、許可申請などに先立ち関係住民と開かれた場で十分なコミュニケーションを行い、 事業計画を地域の実情にあったより良いものとし、もって地域における紛争を回避し、 合意形成を図るための手続として定めました。 事業計画協議制度の主な流れ



事業計画協議後に許可申請となります。

第8 その他

1 行政処分等の公表

市は、法又はこの条例の規定に基づき処分、指導等を厳正かつ速やかに行い、行政処分を行ったときは、その者の氏名及び処分内容等を速やかに公表します。

また、廃棄物を排出する事業者から求めがあったときは、行政指導の内容に関する情報を提供します。

2 実績報告及び準多量排出事業者の減量等に関する計画の提出

(1) 産業廃棄物処理実績報告

産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設設置者は、毎年6月30日までに前年度の処理状況について、市に報告しなければなりません。

- (2) 産業廃棄物の減量等に関する計画
 - ① 準多量排出事業者^{注12}は、毎年6月30日までに事業場から排出する産業廃棄物の 減量その他処理に関する計画を市に提出しなければなりません。
 - ② 準多量排出事業者は、毎年6月30日までに前年度の計画の実施状況について市に報告しなければなりません。

注 12: 準多量排出事業者とは、事業活動に伴う前年度の産業廃棄物の発生量が 500 トン以上 1,000 トン未満である事業場を市内に設置している事業者を指します。

お問い合わせ先

長野市環境部廃棄物対策課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

T e 1 0 26 - 224 - 7320

Fax 026-224-5108

e-mail haitai@city.nagano.nagano.jp